

五
イ
方 募
入 価 法 入
札 格 決
發 競 定
行 爭 の

当も各
ての申
るか込
。らみ
その
のう
応ち
募応
額募
を価
順格
次の
割高
りい

四
發 行 方
法

用 振 替
等 条
項 及
の 適

振 律
法 項
の び

の 法 律
及 び
根 拠

發 行
行 法
の そ

號 名
稱 及
記

省 令
告 示
第 四
十 一
號

価 一 を 場 で 競 争 う 札 価 振 の 以 律 社 条 九 特
格 国 定 特 あ 争 入 。 へ 格 替 適 下 へ 平 、 一 法 會
競 債 め 別 つ 入 札 に 以 を 機 用 「 振 替 法 」 と い う 。
争 市 る 參 て 札 發 に 下 競 争 は 日 本 銀 行 の 法 律 第 二 十 三
入 場 も 加 、 と 行 よ る 發 行 価 に 付 け る も の の 法 律 第 二 十 三
札 特 の 者 財 同 一 と い う 。
發 別 に ご 務 時 と い う 。
行 參 よ と 大 に い う 。
「 加 る に 臣 行 う 。
と 者 發 応 が わ く 。
い 行 募 各 れ 及 う 第 へ 限 国 び 価 一 と う 。
I 以 度 債 入 価 格 と う 。
非 下 額 市 札 格 競 い 入 の 定

○
平 成 二 行 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る 省 令 へ 昭 和 五 十 七 年 大 藏
省 令 第 三 十 号 ～ 第 五 条 第 十 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、
國 庫 短 期 証 券 ～ (第 八 十 一 回) 財 務 大 臣 菅 直 人

十 一 發 行 價 格 日 位 金	九 八 振 額 最 低 額 面 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	七 口 イ 払 込 入 価 ・ 別 債 札 格 金	六 口 イ 發 行 争 非 者 特 國 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	六 口 發 行 争 非 者 特 國 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場
平す額の振	千	二千五二	額千額	込募各
成るの記替	万	千九万兆	面万面	み限国
二。整載法	円	円百九三	金円金	の度債
十二数又の		三千千	額額	応額市
十二倍は規		十四二	でで	募の場
年の記定		八百十	千二	額範特
一年金録に		億円八	九兆	を囲別
一月額はよ		五億	三百	割内参
二十に、る		千九	四千	りに加
よ最振		百千	五十五	当お者
日る低替		五五	一十一億	ていご
も額口		十百	八十八億	るてと
の面座		五二	四	。各の
と金簿		万十		申応

十
六
十
五
十
四
十
三
二
十
二
口
イ

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

償行争非者特国
還入価・別債
期札格第参市
限発競I加場

入価
札格
発競
行争

平
成
二
十
二
大
臣
か
ら
年
一
月
二
十
日
財
務
大
銀
行
か
ら
年
通
知
を
受
け
た
者
日
額
本
面
金
金
額
を
百
支
き
円
払
は
と
、
三
年
に
う
つ
。
そ
が
き
の
百
翌
行
當
休
業
業
日
に
償
還
た
だ
し
、
償
三
年
、
期
一
月
二
十
日
當
休
業
業
日
に
当
た
成
金
る
と
、
償
年
に
う
つ
。
そ
が
き
の
百
翌
行
當
休
業
業
日
に
十
七
錢
金
額
厘
百
円
上
に
つ
の
き
そ
れ
九
十
九
九
円
八
額
面
価
格
第
參
市
發
競
I
加
場
爭
十
面
價
七
錢
金
額
厘
百
円
上
に
つ
の
き
そ
れ
九
十
九
九
円
八
額
募
十
面
價
七
錢
金
額
厘
百
円
以
円
上
に
の
つ
そ
れ
九
十
九
九
円
応
八